**避難確保計画**

**対象災害：洪水・土砂災害・津波**

**令和　年　月　作成**

**「　　　　」における避難確保計画**

**１　計画の目的**

この計画は、水防法第15条の３第１項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律第８条の２第１項、津波防災地域づくりに関する法律第71条第１項に基づくものであり、「（施設名）」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく当該計画を町長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、「　　　　」に勤務又は施設を利用する全ての者に適用する。

**【施設の状況】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平日 | 休日 |
| 日中 | 夜間 | 日中 | 夜間 |
| 利用者 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 |
| 施設職員 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 | 約　　　名 |

**４　防災体制**

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】（洪水）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| レベル | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員等 |
| 警戒レベル１（災害への心構えを高める段階） | ・早期注意情報（警報級の可能性「中」または「高」）が発表された場合・台風の接近が予想されている場合 | ・状況把握、指揮・体制確立の判断・事前休業の判断・気象情報等収集・施設職員への情報伝達 | ・統括指揮者・情報連絡班 |
| 警戒レベル２（注意体制） | ・大雨注意報、洪水注意報、氾濫注意情報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・施設職員等召集・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等収集・施設職員、避難支援協力者へ連絡・避難誘導体制の確認・避難ルートの確認・避難に必要な装備品等の準備・移動用車両の手配 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル３（警戒体制） | ・高齢者等避難が発令された場合・大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難開始判断・気象情報、水位情報、避難情報等収集・利用者家族等への連絡・市町村等への連絡・避難誘導開始・移動用車両の確保・避難先への持出品等の運搬 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル４（非常体制） | ・避難指示が発令された場合・氾濫危険情報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難先での利用者支援の監督・市町村等への連絡・施設職員への情報伝達・避難完了の確認・避難先での利用者支援・避難先での持出品等の管理 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】（土砂災害）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| レベル | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 警戒レベル１（災害への心構えを高める段階） | ・早期注意情報（警報級の可能性「中」または「高」）が発表された場合・台風の接近が予想されている場合 | ・状況把握、指揮・体制確立の判断・事前休業の判断・気象情報等収集・施設職員への情報伝達 | ・統括指揮者・情報連絡班 |
| 警戒レベル２（注意体制） | ・大雨注意報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・施設職員等召集・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等収集・施設職員、避難支援協力者へ連絡・避難誘導体制の確認・避難ルートの確認・避難に必要な装備品等の準備・移動用車両の手配 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル３（警戒体制） | ・高齢者等避難が発令された場合・大雨警報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難開始判断・気象情報、水位情報、避難情報等収集・利用者家族等への連絡・市町村等への連絡・避難誘導開始・移動用車両の確保・避難先への持出品等の運搬 | ・統括指揮者・情報連絡要員・避難誘導要員・装備品等準備班 |
| 警戒レベル４（非常体制） | ・避難指示が発令された場合・土砂災害警戒情報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難先での利用者支援の監督・市町村等への連絡・施設職員への情報伝達・避難完了の確認・避難先での利用者支援・避難先での持出品等の管理 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】（到達時間が短い津波）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| レベル | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 警戒レベル２（注意体制） | ・緊急地震速報 | ・状況把握、指揮・施設職員等召集・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等収集・施設職員、避難支援協力者へ連絡・避難誘導体制の確認・避難ルートの確認・避難に必要な装備品等の準備・移動用車両の手配 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル３（警戒体制） | ・津波注意報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難開始判断・気象情報、水位情報、避難情報等収集・利用者家族等への連絡・市町村等への連絡・避難誘導開始・移動用車両の確保・避難先への持出品等の運搬 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル４（非常体制） | ・避難指示が発令された場合・津波警報、大津波警報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難先での利用者支援の監督・市町村等への連絡・施設職員への情報伝達・避難完了の確認・避難先での利用者支援・避難先での持出品等の管理 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】（到達時間が長い津波）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| レベル | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 警戒レベル２（注意体制） | ・緊急地震速報・津波注意報が発表された場合・遠地地震に関する情報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・施設職員等召集・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等収集・施設職員、避難支援協力者へ連絡・避難誘導体制の確認・避難ルートの確認・避難に必要な装備品等の準備・移動用車両の手配 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル３（警戒体制） | ・高齢者等避難が発令された場合・津波警報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難開始判断・気象情報、水位情報、避難情報等収集・利用者家族等への連絡・市町村等への連絡・避難誘導開始・移動用車両の確保・避難先への持出品等の運搬 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |
| 警戒レベル４（非常体制） | ・避難指示が発令された場合・大津波警報が発表された場合 | ・状況把握、指揮・避難先での利用者支援の監督・市町村等への連絡・施設職員への情報伝達・避難完了の確認・避難先での利用者支援・避難先での持出品等の管理 | ・統括指揮者・情報連絡班・避難誘導班・装備品等準備班 |

**【防災体制一覧表】**

|  |
| --- |
| 統括指揮者（　　　　　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 情報連絡班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）班員（　　　）名・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　 | □気象情報等収集□施設職員への情報伝達□気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等収集□施設職員、避難支援協力者へ連絡□利用者家族等への連絡□市町村等への連絡 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）班員（　　　）名・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　 | □避難誘導体制の確認□避難ルートの確認□避難誘導開始□避難完了の確認□避難先での利用者支援 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 装備品等準備班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）班員（　　　）名・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　 | □避難に必要な装備品等の準備□移動用車両の手配□移動用車両の確保□避難先への持出品等の運搬□避難先での持出品等の管理 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**５　情報収集・伝達**

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収集する情報 | 収集方法 |
| 共通の情報 | 防災気象情報、避難情報、避難所開設状況等 | テレビ、ラジオ、インターネット等 |
| 洪水 | 洪水注意報、洪水警報、洪水予報等 | テレビ、ラジオ、インターネット等 |
| 土砂災害 | 大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、土砂災害警戒情報等 | テレビ、ラジオ、インターネット等 |
| 津波 | 津波注意報、津波警報、大津波警報等 | テレビ、ラジオ、インターネット等 |

・停電時は、ラジオ、タブレット、スマートフォン等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等の備蓄に努める。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺に危険な前兆がないかなど、施設内から確認を行う。

（２）情報伝達

・別紙「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波災害及び土砂災害に関する情報等を施設内関係者間で共有する。

・避難を開始する際には、「施設利用者用緊急連絡先一覧」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、【立ち退き避難を行う場合の避難場所】に避難する旨を連絡する。

・避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、利用者の引き渡しが可能と判断される場合には、「施設利用者用緊急連絡先一覧」に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

**６　避難誘導**

（１）避難場所

　立ち退き避難を行う場合の避難場所は、以下【立ち退き避難を行う場合の避難場所】のとおりとする。

　なお、悪天候下や夜間における避難は危険を伴うことから、災害の状況等によっては、本施設の上層階（〇階以上）に垂直避難を行うなど、施設内での安全確保を図るものとする。

【立ち退き避難を行う場合の避難場所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 災害種別 | 避難場所名称 | 避難方法及び避難に要する時間 |
| 洪水 | ○○センター | 徒歩　　〇〇時間車両　　〇〇分 |
| 土砂災害 | 〇〇小学校 | 徒歩　　〇〇時間車両　　〇〇分 |
| 津波 | 本施設〇階〇〇室 | エレベーター　○○分階段　　　　　〇〇分 |

（２）避難経路

　避難場所までの避難経路については、以下【避難場所への避難経路図】のとおりとする。

【立ち退き避難を行う場合（洪水・土砂災害・津波）】

**７　施設の整備**

　避難誘導の際に使用する設備等については、以下のとおりとする。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難に必要な設備等】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 設備等 | 数量 | 設置場所、保存場所 |
| 通常の設備 | エレベーター | １ | 施設中央部 |
| 上下階の移動のできる大型スロープの設置 | ０ | － |
| 車椅子 | １０ | 各階の職員エリア |
| その他（　　　　　　担架　　　　　　） | ３ | 各階の職員エリア |
| 緊急時の設備 | 停電対策としての非常用電源の設置 | １ | ２階機械室 |
| 土のう | ２０ | １階備品倉庫 |
| 止水板 | ０ | － |
| 階段昇降機の設置 | ３ | １階備品倉庫 |
| その他（　　　非常用サイレン　　　　） | ３ | 屋上 |

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、以下のとおりとする。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難に必要な備蓄品等】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 設備等 | 数量 | 設置場所等 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ | １ | 受付 |
| インターネット端末（PC、タブレット） | １０ | 各階の職員エリア |
| 電話、FAX | ５ | 各階の職員エリア |
| 携帯電話、スマートフォン | １０ | 各職員 |
| 電池、非常用電源 | １ | ２階機械室 |
| 避難誘導 | 名簿（施設利用者等） | １０ | 各階の職員エリア |
| 案内旗、懐中電灯 | ５ | １階備品倉庫 |
| ビブス | ３０ | １階備品倉庫 |
| 拡声器 | ３ | １階備品倉庫 |
| 雨具、ライフジャケット、ヘルメット | ２０ | １階備品倉庫 |
| 避難ルートを示したマップ、救急用品 | ５ | 各階の職員エリア |
| 移動用の車両 | ５ | 車庫 |
| 避難先 | 水、食料、衛生用品、衣料品 | ３日/人 | １階備品倉庫 |
| 電池、携帯充電器 | １０ | １階備品倉庫 |
| その他 | 防寒着、毛布 | ２０ | １階備品倉庫 |
| 携帯トイレ | ３０ | １階備品倉庫 |

**８　防災教育及び訓練の実施**

・毎年　月に新規採用の施設職員を対象とした研修を実施する。

・毎年　月に全施設職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**９　自衛水防組織の業務に関する事項**

（１）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施する。

　　・毎年　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施

する。

　　・毎年　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員

を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を町長へ報告す

る。

別紙１

緊急連絡網

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | - - |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | - - |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| - - |  | - - |  | - - |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| - - |  | - - |  | - - |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| - - |  | - - |  | - - |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| - - |  | - - |  | - - |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別紙２

施設利用者用緊急連絡先一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 利用者 | 緊急連絡先 |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |

自衛水防組織活動要領

別紙３

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(１)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(２)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１「自衛水防組織の編成と任務」に掲げる任務とする。

(３)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１「自衛水防組織の編成と任務」

|  |
| --- |
| 統括管理者（　　　　　　　　　　　　　）（代行者　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 総括・情報班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）班員（　　　）名・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　 | □状況の把握□洪水予報等の情報収集□情報内容の記録□館内放送等による情報伝達□関係者及び関係機関との連絡 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  | 避難誘導班 | 担当者 | 役　割 |
|  |  | 班長（　　　　　　）班員（　　　）名・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　・　　　　　　 | □避難誘導の実施□未避難者・要救助者の確認 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別表２「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等）携帯用拡声器誘導用ライフジャケット |